

徳島県告示第四百九十八号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

1 化学名 N・メチル・ー・（三・メチルフェニル）プロパン・二・アミン（通称

三・MMA、三・Methylmethamphetamine）及びその

塩類

2 化学名 ー・（ベンゾ「d」「ー、三」ジオキソール・五・イル）・二・（シクロ

ヘキシルアミノ）ブタン・ー・オン（通称 N・Cyclohexylbu

tylone、Cybutylone）及びその塩類

3 化学名 N・（ー・アミノ・三、三・ジメチル・ー・オキソブタン・二・イル）・

ー・（ペント・四・エン・ー・イル）・ーH・インダゾール・三・カルボキ

シアミド（通称 ADB・四en・PINACA）及びその塩類

二 指定の理由

ーに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和五年十一月二日